



令和6年1月29日

「住民税非課税及び均等割のみ課税世帯等生活支援 給付金(均等割追加分・こども加算分)」を支給します

物価高騰の影響を強く受ける、住民税均等割のみ課税世帯(住民税非課税の方と均等割のみ課税の方のみで構成される世帯)へ給付金を支給します。また、住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯にいる18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)のこどもへ給付金を支給します。

*本日、令和5年度習志野市一般会計補正予算(第7号)として専決処分を行いました。

1. 対象世帯・人数(基準日:令和5年12月1日)

- ①令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(非課税の方と均等割のみ課税の方で構成される世帯) 約 1,900 世帯
- ②令和5年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯にいるこども 約 2,500 人

2. 給付金額

- ①一世帯当たり 70,000円
(令和5年6月2日から12月1日に転入した世帯で、以前住んでいた市区町村から住民税均等割のみ課税世帯として3万円の生活支援給付金を受給していない世帯については100,000円)
- ②こども一人あたり 50,000円

3. スケジュール

令和6年2月中に対象世帯に書類を発送し、3月中に支給開始予定
※詳細は確定次第市ホームページで周知いたします。

4. 事業総額

- ①事業費 136,000 千円、事務費 39,899 千円
 - ②事業費 125,000 千円、事務費 22,400 千円
- 合計 323,299千円

以上